問Ⅱ - 5 - ② (役員等の定数)

代表理事を複数置くことは可能ですか。

答

- 1 可能です。
- 2 理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人にあっては、理事の中から代表理事を定めないときは、各理事が代表理事となります(一般社団・財団法人法第77条第2項)が、一般社団法人は、次のいずれかにより、理事の中から代表理事を定めることができるとされています(同条第3項)。
 - a 定款
 - b 定款の定めに基づく理事の互選
 - c 社員総会の決議

また、理事会設置一般社団法人および一般財団法人にあっては、理事会の決議により、理事の中から代表理事を選定しなければならないこととされています(一般社団・財団法人法第90条第3項、第197条)。

代表理事を置く場合、その員数については一般法人法上は特段の規定はなく、定款で任意に定めることが可能です(もちろん理事の員数を超えることはできません)。

3 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をすることができるなどの広範な権限を付与されており(一般社団・財団法人法第77条第4項)、この権限に内部的に制限を加えたとしても、取引の安全の観点から、これをもって善意の第三者に対抗することはできないこととされており(同条第5項)、また、一般社団法人は、代表理事がその職務を行うについて第三者に与えた損害を賠償する責を負うこととされていますので(一般社団・財団法人法第78条)、代表理事を複数置くときは、これらの点にも留意が必要です。

なお、定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了または 辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、 なお代表理事としての権利義務を負うこととされています(一般社団・財団法 人法第79条第1項)。

(参照条文)

- 一般社団・財団法人法第77条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事 そのた一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。
- 3 一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく理事

- の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。
- 4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。
- 5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 一般社団・財団法人法第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 一般社団・財団法人法第79条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が 欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表 理事(次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお代表理事 としての権利義務を有する。
- 一般社団·財団法人法第 90 条 (略)
- 2 (略)
- 3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。